

## きのこ類生産資材高騰対策事業実施要領

### 第1 趣旨

国内森林資源活用・木材産業国際競争力強化対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱（令和4年12月2日付け4林整計第428号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）第3の1に規定されているきのこの次期生産に必要な生産資材の導入（以下「本事業」という。）の実施については、国交付等要綱、きのこの生産資材導入支援実施要領（令和4年12月23日付け4林政経第827号－1林野庁長官通知）及び農畜産業振興事業補助金交付要綱（令和4年3月24日付け3園畜第862号農政部長通知。以下「県交付要綱」という。）に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

### 第2 事業内容

本事業は、県交付要綱に定める区分により実施するものとし、具体的な実施内容は、本要領に定めるところによるものとする。

### 第3 対象品目

この事業の対象品目は、菌床きのこ（なめこ、しいたけを除く）とする。

### 第4 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、次に掲げる者とする。

- 1 市町村
- 2 農業協同組合

### 第5 補てん対象の生産者

県交付要綱別表に定めるきのこ生産者等については、次に掲げる者とする。

- 1 農業者
- 2 農業協同組合
- 3 農業者の組織する団体・法人
- 4 農業協同組合出資法人
- 5 民間事業者\*

※「中小企業基本法」第2条第1項に定める中小企業とする。

### 第6 補てん対象経費

国交付等要綱別表に記載される経費については、包装資材費のうち、価格高騰分の一部を対象とする。

### 第7 支援単価の算出

支援単価は、出荷数量1kgあたり0.17円とする。

### 第8 事業の実施

- 1 この事業を実施しようとする者は、きのこ生産者が作成するきのこ生産コスト低減等実施計画書（チェックシート）（様式第2号。以下「実施計画書」という。）が適正であることを確認した上で、きのこの生産資材導入支援取組計画書承認申請書（様式第1－1号。以下、「計画承認申請書」という。）を作成し、地域振興局長に提出し、承認を受けるものとする。
- 2 計画承認申請書にはきのこの生産資材導入支援事業 取組実施者名簿（様式第1－2号）を添付するものとする。
- 3 地域振興局長は、実施計画の承認に当たり、あらかじめ知事と協議するものとする。

## 第9 交付申請

- 1 農畜産業振興事業補助金交付要綱に規定する補助金交付申請書（様式第1号）に、計画承認申請書（様式第1-1号 別添）、取組実施者名簿（様式第1-2号）を添付し、提出するものとする。
- 2 交付申請の際は農畜産業振興事業補助金（きのこ類生産資材高騰対策事業）交付申請に係る確認書（様式第4号別紙）を添付するものとする。

## 第10 概算払請求

農畜産業振興事業補助金交付要綱に規定する概算払請求書（様式第12号）には取組実施者名簿（様式1-2号）を添付すること。

## 第11 実績報告

農畜産業振興事業補助金交付要綱に規定する実績報告書（様式第1号）に、きのこの生産資材導入支援取組実績報告書（様式第3号）を添付し、提出するものとする。

## 第12 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項については別に定めるものとする。

附則 この要領は、令和5年2月7日から適用する。